

令和5年度関税率・関税制度改正要望事項調査票（適用期限のある関税制度の延長）

要望元：製造産業局生活製品課

品名（関税率関係）又は 制度名（関税制度関係）		加工再輸入減税制度（繊維等）								
改正要望の内容		関税暫定措置法において、令和5年3月31日に適用期限が到来する加工再輸入減税制度（繊維等）について適用期限を延長。								
税番	統計 細分	品目	改正前税率			改正後税率			WTO 譲許税率	備考
			基本	暫定	特惠	基本	暫定	特惠		
改正要望内容の 施行期日及び適用期間		令和5年4月1日から令和8年3月31日まで								
改正を要望する品目又は 制度をめぐる状況		<p>① 現状</p> <p>加工再輸入減税（暫8）制度は、日本から輸出される繊維原料又は材料（以下「原材料」という。）を使用した海外縫製衣類と、外国製原材料を使用した海外縫製衣類との間に関税格差を生じさせることで、日本製生地等を使用した縫製衣類の国内市場における競争力を維持し、日本製原材料の需要下支えを図るとともに、これらの需要の維持・喚起を目的とする。</p> <p>暫8制度は、従来、日本向け衣類製品の縫製拠点が多数立地し、これまで日本との経済連携協定が締結されていなかった中国との間で盛んに利用されてきた。チャイナプラス1の進展等により、衣類製品輸入全体に占める中国のシェアは低下傾向にあるものの、令和3年末現在では62.4%（数量ベース）と、依然として最大の輸入相手先であることに変わりはない。また、暫8制度の利用国（中国、ベトナム、インドネシア、タイ、フィリピン、韓国）から日本に輸入される衣類等は約2.6兆円、その内暫8制度利用率は6.9%（令和3年度末現在）、かつ、日本繊維産業連盟傘下の組合員による暫8制度利用率も高く、暫8制度の果たす役割は大きい。（暫8制度は、繊維が対象品目となってから約30年が経過、広く我が国アパレル企業、繊維商社との間に浸透し、中国を中心とする持ち帰りビジネスにおける最終製品の上代にも組み込まれており、企業のビジネスモデルとして確立している。）</p> <p>② 問題点</p> <p>中国製や台湾製等海外製原材料の品質が近年著しく向上したことにより、アパレル企業や繊維取扱商社による原材料の調達において、品質水準は高いものの価格競争力で劣後する日本製原材料から海外製原材料へのシフトが進んでいる。日本製原材料の需要確保のためには、一義的には原材料価格差の縮小が必要であるが、生産性向上やプロセス効率化等によるコストダウンには限界があり、事業者による対策のみでは実現しがたい。</p>								

<p>改正の必要性と目的達成の見通し</p>	<p>① 改正の方向性</p> <p>上記のとおり、衣類製品輸入に占める中国のシェアは減少傾向にあるが、短納期への対応、輸送コスト等の観点から引き続き中国は重要な縫製拠点である。日本製原材料の使用を促進するインセンティブ付与手段として暫8制度の果たす役割は大きく、また、価格競争力格差を緩和する他の適切な政策手段が存在しないことから、暫8制度の延長が求められる。</p> <p>延長が実現しない場合、原材料調達においてより安価な海外製原材料を選択する傾向が強まり、日本製原材料の需要が減少、生地等産地の国内生産基盤の維持にネガティブな影響が生じうる。また、暫8制度の利用を前提としてサプライチェーンを構築している企業にはコスト増となり、これを回避するためには関税メリットの享受できる国への縫製拠点の変更等の検討が必要となるが、点整備には品質確保等の観点から相当程度の投資と時間を要することから、これら企業の事業活動に与える影響も大きい。</p> <p>なお、暫8制度は、輸入される最終製品に高関税が設定されている場合において政策効果が生じるものである。現状、本制度を利用する取引が主に中国からの輸入に集中していることから、以下のような状況変化があった場合、暫8制度の必要性は再考を要する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 締約国に中国を含む経済連携協定の締結により繊維製品関税が概ね撤廃、または僅少な関税率となった場合。 ● 我が国企業が縫製拠点を中国以外の国に移転した場合。 ● WTO交渉妥結により繊維製品関税が概ね撤廃、または僅少な関税率となった場合。 <p>このことから、暫8制度を恒久化するのは適切でなく、中期的な時限措置として都度状況を確認し、柔軟かつ最適な制度設計を可能とすることが肝要。</p> <p>② 改正目的達成予定時期</p> <p>海外製原材料と日本製原材料の間に存在する価格競争力格差は、各国におけるコスト構造の差異等によることから短期的な解消の見通しはないものの、日本製原材料を用いることにより最終製品の価格競争力を向上させる効果を有する本制度の利用により、原材料価格差に起因する競争力格差の緩和が図られる。</p> <p>また、アパレル業界においてトレンドカラー、柄、素材等は商品が店頭に並ぶ約2年前に決定されており、事業計画を2～3年としている企業も多いことから適用期限は3年とするのが妥当である。</p>
<p>改正の効果と妥当性</p>	<p>① 改正によって期待される効果</p> <p>暫8制度が延長された場合、衣類製品の輸入時減税額約66億円（令和3年度実績同等程度と想定）、制度利用企業は繊維輸入組合会員企業への聞き取りベースで60%が想定され、原材料として調達される日本製生地等の需要維持への貢献が期待される。繊維産物産地においては、繊維製造業は地域の主力産業であることから、周辺業界を含め、需要維持はその地域の経済活動の維持と雇用確保に繋がる。</p>

	<p>② 改正によって生じうる影響 特になし</p> <p>③ 改正の妥当性 上記のとおり、暫8制度の延長により、海外縫製衣類の原材料として調達される日本製生地等の産地の生産基盤維持が図られ、悪影響は想定されないことから、延長が望ましい。</p> <p>また、暫8制度の延長妥当性を判断するにあたり、前欄①「改正の方向性」で提示した3つの状況変化の有無を考慮する必要がある。2022年1月から中国を含む経済連携協定であるRCEPが発効し、中国からの衣類品輸入についても、段階的な関税削減が開始されているところである。しかしながら、ほとんどの衣類品は協定発効から16年目に関税撤廃されることとなっており、協定発効から間もない現時点においては、関税率がゼロまたは僅少になったとは言えない状況。また、前述のとおり中国が最大縫製拠点であることには変わりはなく、WTO交渉の状況にも変化はないことから、暫8制度の延長は妥当と考えられる。</p>
<p>政策評価・関連措置</p>	<p>① 本要望に関連する政策評価 経済産業省の令和3年度政策評価書「2-1 ものづくり」において、国内製造業がグローバル競争に勝ち抜いていく上で必要な環境整備を実施し、国内製造業のものづくり機能の高度化によって、グローバル競争に向けた競争力を強化することとしている。</p> <p>② 当該政策評価の結果と改正の関係 海外製原材料の品質が向上したことにより、アパレル企業等による原材料の調達において、品質水準は高いものの価格競争力で劣後する日本製原材料から海外製原材料へのシフトが進んでいる。このような状況下において、日本製原材料調達を促進し、日本製原材料に対する需要の維持・喚起、海外販路の維持・拡大を図るためにも、暫8制度は有効な手段である。</p> <p>③ 政府方針と改正の関係 産業構造審議会製造産業分科会繊維産業小委員会においてとりまとめた「2030年に向けた繊維産業の展望（繊維ビジョン）」（令和4年5月18日公表）において、国内市場の規模縮小といった環境変化を踏まえ、2030年に向けた進むべき方向性を提示した。</p> <p>その中で、国内市場・海外市場の開拓、技術開発による新市場の獲得・開拓を進めるとともに、サステナビリティや生産工程のデジタル化を推進することにより、より一層の繊維産業の発展を目指すこととしている。</p> <p>暫8制度を延長し活用することにより、生地等の海外輸出を推進するとともに、日本製原材料の需要を確保し、日本のものづくりを振興することは、同審議会で検討された政策の方向性と整合的である。</p>

	<p>④ 関連措置</p> <p>特になし。</p>
--	-----------------------------------

○ 改正経緯

<p>これまでの改正状況</p>	<p>平成元年度（繊維製品を加工再輸入減税（暫8）制度の対象にした改正）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本制度の対象となる輸入製品に織物製衣類（62類）を追加。 ・本制度の対象となる輸出原材料に裁断済み織物製衣類を追加。 ・輸出原材料仕向け国での加工は裁断済み織物縫製とボタン等の取付けのみに制限。 <p>平成6年度</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本制度の対象となる輸入製品に絨緞類、靴下類、インテリア類を追加。 ・本制度の対象となる輸出原材料に毛織物、綿織物、麻織物等を追加。 ・輸出原材料仕向け国での加工制限の緩和（裁断縫製、染色加工の緩和）。 <p>平成8年度延長（平成11年度末までの延長）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・減税額計算方法の簡素化。 <p>平成9年度</p> <ul style="list-style-type: none"> ・輸出原材料仕向け国での加工制限の緩和（ししゅう加工の緩和）。 <p>平成11年度延長（平成14年度末までの延長）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・輸出原材料仕向け国での加工制限の緩和（レース加工の緩和）。 <p>平成12年度（革製品を暫8制度の対象にした改正）</p> <p>平成13年度</p> <ul style="list-style-type: none"> ・輸入手続きの簡素化（加工又は組立ての明細化）。 ・本制度の対象となる輸出原材料に繊維製品の副資材（プラスチック製衣類附属品等、縫糸、ボタン等）を追加。 <p>平成14年度延長（平成17年度末までの延長）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本制度の対象となる輸入製品にニット製衣類を追加。 ・本制度の対象となる輸出原材料にニット生地及びニット製衣類の半製品。 ・繊維製品に係る海外ストック取引を可能にするための原材料輸出手続きの緩和。 ・機械類を制度の対象から削除。 <p>平成15年度</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本制度の対象となる輸入製品に革製履物の甲を追加。 ・本制度の対象となる輸出原材料に革（完成革、裁断革）及び毛皮等を追加。 <p>平成16年度</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本制度の対象となる輸出原材料に繊維製品包装用の紙製小袋、紙製ハンガー、紙製転写プリント、安全ピンが追加。 <p>平成17年度延長（平成19年度末まで延長）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本制度の対象となる輸入製品に革製の自動車用腰掛けの部分品を追加。 ・本制度の対象となる輸出原材料に革、糸、ウレタン等を追加。 <p>平成20年度延長（平成22年度末まで延長）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本制度の対象となる輸出原材料に革製品の衣類副資材（プラスチック製衣類附
------------------	--

	<p>属品等、縫糸、ボタン等)を追加糸、ボタン等)を追加。</p> <p>平成 23 年度延長 (平成 25 年度末まで延長)</p> <p>平成 26 年度延長 (平成 28 年度末まで延長)</p> <p>平成 29 年度延長 (令和 2 年度末まで延長)</p> <p>令和 2 年度延長 (令和 5 年度末まで延長)</p>
<p>措置による効果</p>	<p>平成元年度に繊維製品が暫 8 制度の対象とされて以来、本制度は広く利用され、海外縫製拠点における日本製繊維製品の原材料の需要は、国内の生地等の生産を下支えしてきた。繊維製品の国内出荷額 (平成 29～令和元年) は横ばいから微減傾向にあるが、暫 8 制度をインセンティブとした海外縫製用原材料需要がなければ、減少幅はより大きなものになっていた。また、アパレル企業、繊維を取り扱う商社によって、本制度がビジネスモデルの一環として組み入れられ、結果的に日本製原材料を用いた最終製品の競争力確保に寄与するなど、本制度が、国内繊維産業の維持に果たす役割は極めて大きいものとなっている。</p>